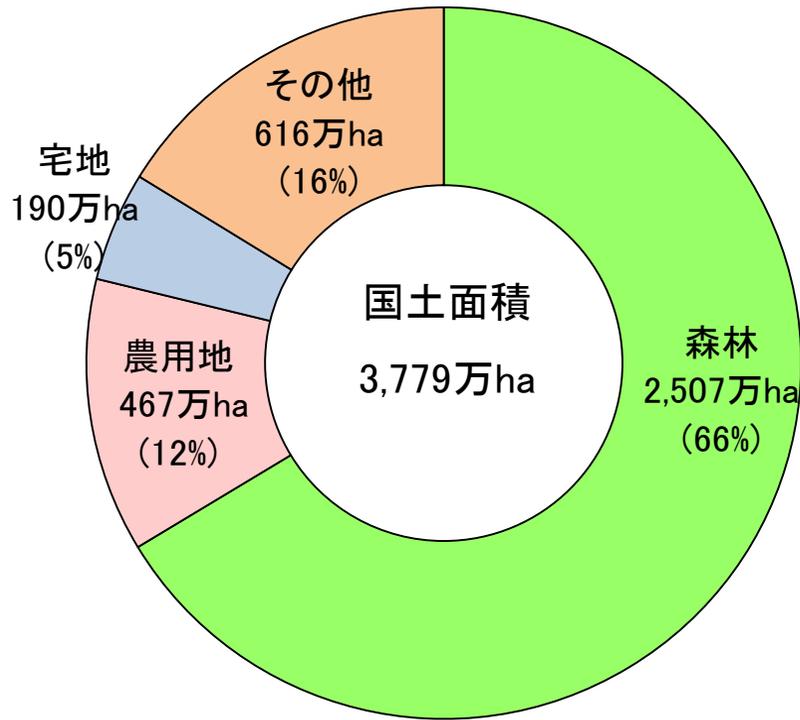


○ 国土の大宗を占める農山漁村は、森林資源等のバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用に高いポテンシャルがある。農林漁業との調和を図りながら、これらを再生可能エネルギーの生産に活用し、その利益を地域に還元していく取組を地域主導で進めることにより農山漁村を元気にしていくことが重要。

○我が国の国土利用の現況



(資料)国土交通省「平成22年度土地に関する動向」
※農用地面積は、農地面積と採草放牧地面積の合計。
四捨五入の関係で内訳の和が合計と一致しない場合がある。

○農業と再生可能エネルギーの調和が図られた例

支柱を立てて営農を継続する太陽光パネル等について

- ・支柱の基礎部分を一時転用許可の対象に(3年間)
- ・周辺の営農上問題がない場合は再許可可能
- ・これにより、優良農地であっても営農を継続する太陽光パネルの設置が可能に(平成25年3月31日付で措置)



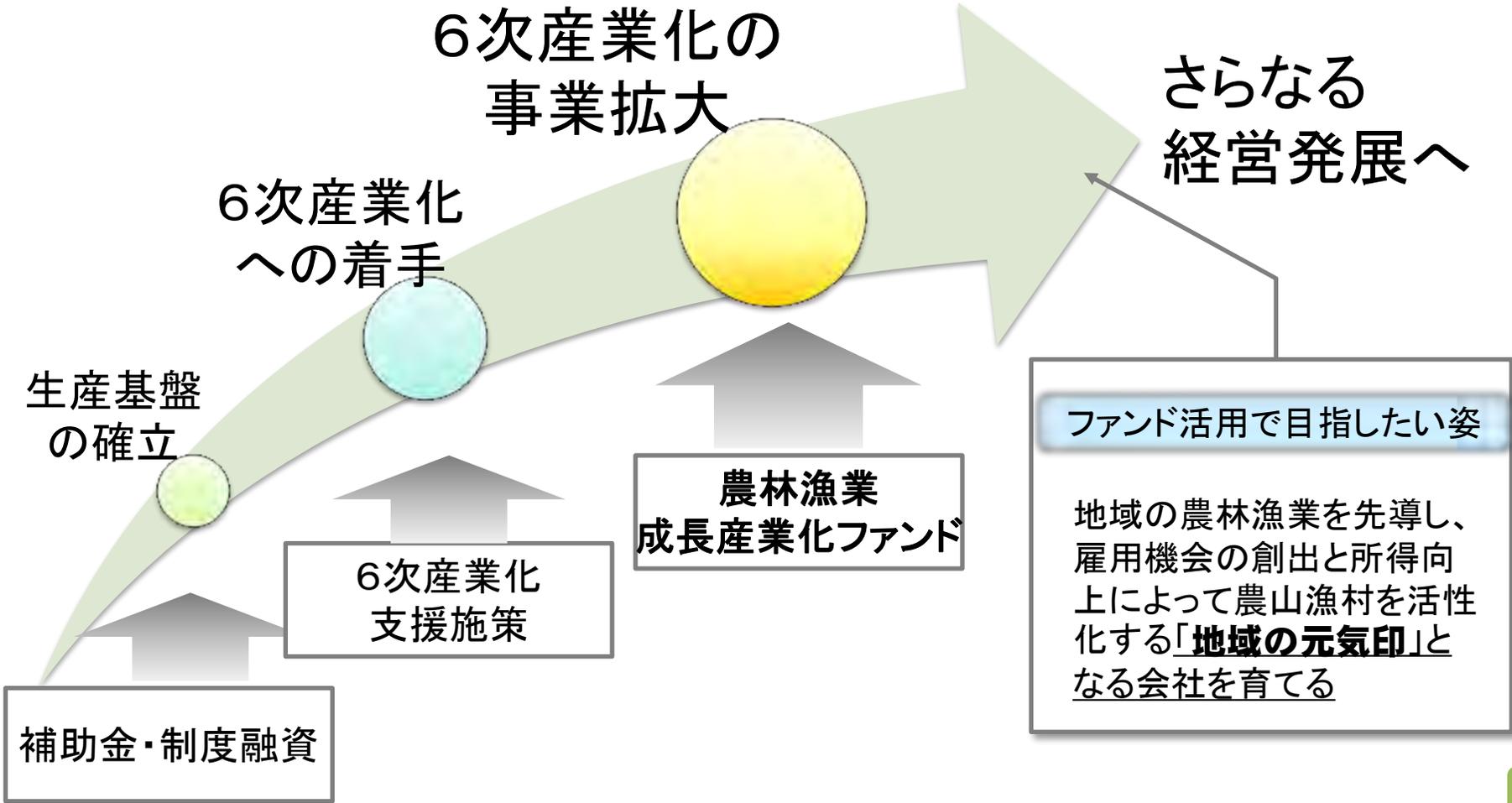
一本脚タイプ



屋根タイプ

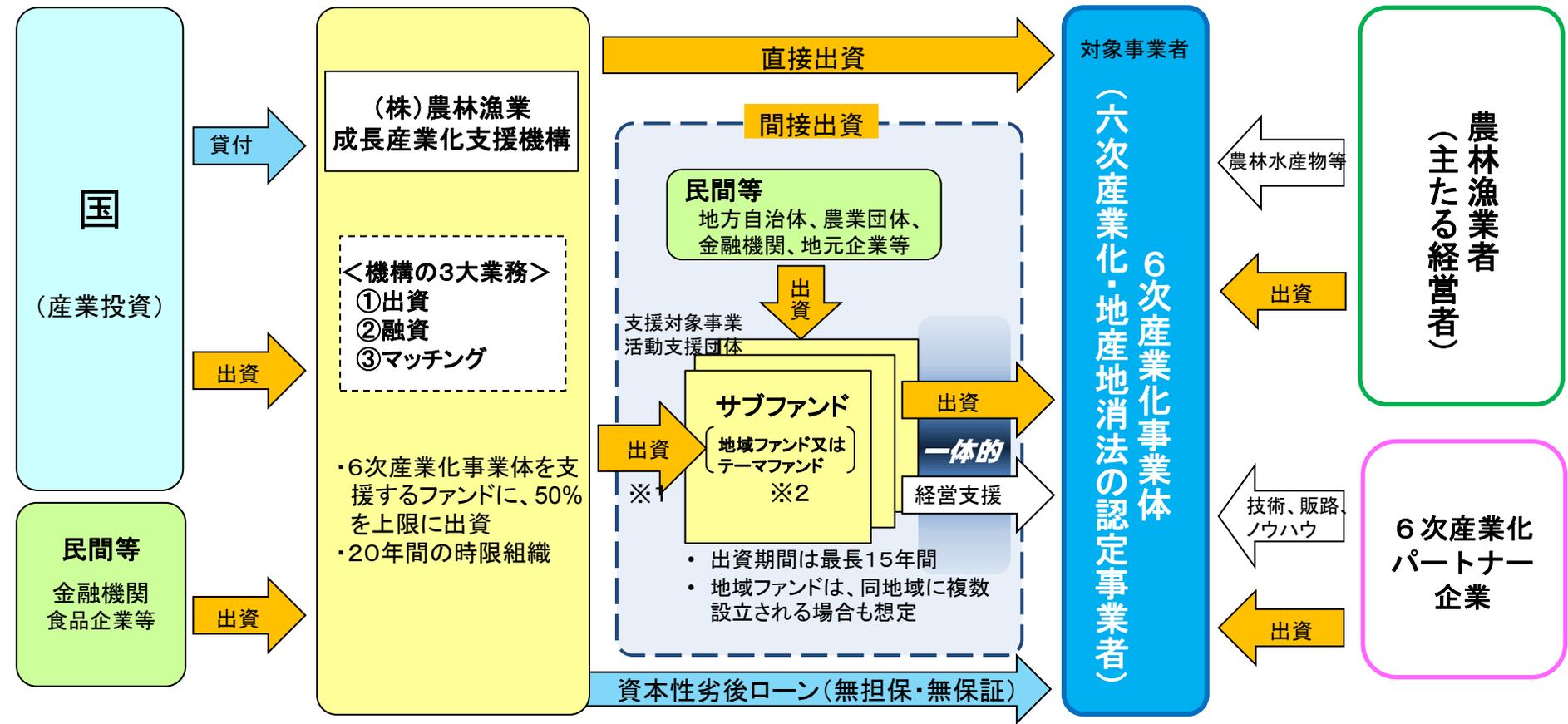
6次産業化の展開

- 現在1兆円の6次産業の市場規模を、2020年に10兆円に拡大。
- 1次産業と2次、3次産業を結合(6次産業化)し、バリューチェーンを構築することにより、農林水産物・食品などの付加価値を向上。



農林漁業成長産業化ファンドによる資金供給の流れ

- ・ 国と民間の共同出資によって、(株)農林漁業成長産業化支援機構を設立。
- ・ 農林漁業者と他産業の事業者が連携し、共同出資する会社が支援対象。



※1 ファンド設立時に機構が出資約束(コミット)する際、また資本性劣後ローンを実行する際には、農林漁業者の意見聴取等を行う。
 ※2 当該ファンドは、投資事業有限責任組合法(LPS法)に基づく、投資事業有限責任組合を想定(それ以外は個別相談)。

サブファンドの状況について (H25.5.27現在)

<5/27現在>
 20サブファンド
 総額490.2億円
 (うちA-FIVE分245.1億円)

1. 地域ファンド



2. 県域に限られないファンド

JAグループ
 総額100億円

みずほコーポレート銀行
 総額100億円
 (以下の4行と連携予定
 荘内銀行、北都銀行、
 みちのく銀行、東北銀行)

三菱東京UFJ銀行
 総額20億円
 (以下の4行と連携予定
 青森銀行、秋田銀行、
 岩手銀行、山形銀行)

3. テーマファンド

エー・ピーカンパニー
 総額10億円

ぐるなび
 総額10億円

主な出資金融機関等
 ファンド総額(機構出資分含む)

(参考) 最近の農林水産業関係の規制改革の取組

番号	事項名	取組内容
1	農地における再生可能エネルギーの設置規制の見直し【農地法】	農地に支柱を立てて上部空間に太陽光パネル等を設置し、地面で耕作するような施設について、農地法の一時転用許可の対象とした(平成25年3月31日、通知を发出)。
2	再生可能エネルギーが導入可能な耕作放棄地の区域情報の公開	農林水産省ホームページにおいて、再生可能エネルギーの発電適地選定の参考となる情報等を閲覧できるようにした(平成25年3月21日)。
3	再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可の明確化【農地法】	第2種農地又は第3種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、事業主体によらず、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー設備の設置が可能であることを明確化(平成24年3月28日、通知を发出)。
4	農地法面を利活用した太陽光発電設備設置に係る基準の明確化【農地法】	農地法面への太陽光発電設備の設置に当たって、一定の要件を満たすときには一時転用の許可を行うことが可能であることを明確化(平成24年3月28日、通知を发出)。
5	再生可能エネルギー発電設備に供する場合の保安林の指定解除及び作業許可の要件の明確化【森林法】	都道府県、森林管理局及び再生可能エネルギー関係事業団体から実情把握を行い、要件を明確化(平成24年6月29日、通知を发出)。
6	小水力発電推進のための従属発電に関する登録制度の創設【河川法】	既に流水占用の許可を得ている農業用水等を利用して行う小水力発電について、従来の許可制に代えて登録制とすることとし、法案を提出(平成25年4月5日)。
7	防災集団移転促進事業に関する規制緩和【農地法】	東日本大震災の被災市町村が防災集団移転促進事業により移転元の農地を買い取る場合に、農地法の許可を不要とした(平成25年2月4日、省令改正)。
8	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化【農地法】	公道等から農地に迂回する場合の埋設管及び管理施設について、農地転用の許可を不要とする(省令改正予定)。
9	農地の面的集積組織(農地利用集積円滑化団体)の民間開放【農業経営基盤強化促進法】	農地利用集積円滑化団体が行う事業の一部を民間に事務委託できるようにする(平成25年4月17日、通知を发出)。
10	農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の連携強化による資金供給の円滑化【農業信用保証保険法等】	両制度の対象業種等について事例集を作成・配布(平成24年7月31日)するとともに、相互の連絡体制を整備し、事実上のワンストップサービスを提供。
11	農業協同組合の設立認可の際の関係市町村・中央会への協議の廃止【農業協同組合法】	左記協議を廃止することとし、法案を提出(平成25年4月12日)。

Ⅱ. 「攻めの農林水産業」の推進組織・体制について

「攻めの農林水産業」の推進組織・体制について

- 農林水産業・地域が将来にわたって国の活力の源となり、持続的に発展するための方策を地域の視点に立って幅広く検討するため、**官邸に総理を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」**を立ち上げ。同本部で政府一体となって関連施策を推進。

農林水産省

【攻めの農林水産業推進本部】

- 輸出拡大、6次産業化等の農林水産業を産業として強くしていく政策
 - 農林水産業の多面的機能の発揮を図る政策
- ⇒ 両者を**車の両輪**として取り組む

官邸

【農林水産業・地域の活力創造本部】

- 地域政策を中心に各省と連携して施策を具体化
- 産業競争力会議・規制改革会議の提案を受け止めて総合的戦略を検討

【産業競争力会議】

- 産業政策について検討

成長
戦略

【規制改革会議】

- 農業の成長産業化を推進する上で支障となる制度・規制の取扱いについて検討

農林水産業・地域活力創造プラン（仮称）

「攻めの農林水産業」の推進組織・体制について

攻めの農林水産業推進本部

本部長	林	農林水産大臣
副本部長	江藤	農林水産副大臣
	加治屋	農林水産副大臣
本部長補佐	長島	農林水産大臣政務官
	稲津	農林水産大臣政務官
本部事務局長		農林水産事務次官
本部員		農林水産審議官
		官房長
		総括審議官
		総括審議官（国際）
		技術総括審議官
		全局庁等の長

農林水産業・地域の活力創造本部

本部長	安倍	内閣総理大臣
副本部長	菅	内閣官房長官
	林	農林水産大臣
本部員	麻生	財務大臣
	新藤	総務大臣
	下村	文部科学大臣
	田村	厚生労働大臣
	茂木	経済産業大臣
	太田	国土交通大臣
	石原	環境大臣
	山本	内閣府特命大臣 (沖縄及び北方対策)
	森	内閣府特命大臣 (消費者及び食品安全)
	甘利	経済再生担当大臣 兼内閣府特命大臣 (経済財政政策)
	稲田	内閣府特命大臣 (規制改革)